# 第 2 章 契約についての基本知識

## チャレンジ（解答付き）

（1） 契約の成立に必要な要素は何か。また、それぞれの意味を簡単に説明してみよう。

【解答】

契約成立には、当事者間の「合意」が不可欠である。この合意は、申込みと承諾という 2 つの意思表示によって構成される。

申込みは、契約内容を示し、その締結に向けて意思表示すること（たとえば、売買価格を提示して販売する意思を示す）である。また、承諾は、申込みに応じて契約を成立させる意思表示すること（たとえば、提示された価格で購入する意思を示す）である。

民法 522 条 1 項に基づき、申込みと承諾が合致した時点で契約が成立する。

契約のうち、諾成契約の場合には、契約は合意のみで成立する（たとえば、売買契約、賃貸借契約）。これに対し、要物契約の場合には、合意に加え目的物の引渡しが必要となる（たとえば、書面によらない消費貸借契約）。

（2） 契約自由の原則にはどのような例外や修正があるか。具体例を挙げて説明しよう。

【解答】

契約自由の原則は、締結の自由、内容決定の自由、相手方選択の自由、契約方式の自由から成り立つが、以下のような例外がある。

まず、締結の自由の例外として、医師や公益事業者（電気会社、ガス会社など）は、社会的役割から原則として契約を拒否できない。次に、内容決定の自由の例外として、公益事業に関する契約では、契約内容の重要な項目が法律によって定められている。さらに、相手方選択の自由の例外として、水道会社や、選択肢が限られている地域での電力会社益事業などの公益事業については、相手方を選択する自由が制限される場合がある。加えて、契約方式の自由の例外として、契約書面の交付義務など厳格な規制が設けられている場合などがあり、たとえば、特定商取引法では、訪問販売などの契約書面についてそのような規制がされている。

契約自由の原則を無制限に認めると、奴隷契約や賃借人に過剰に不利な賃貸借契約など、本来認めるべきでない契約も「自由意思」に基づくものとして容認される危険がある。そのため、次の修正が加えられている。第 1 は、公序良俗（民法 90 条）である。公序良俗に反する契約（たとえば、密輸契約、愛人契約、殺人契約）は、無効となる。第 2 は、強行規定

（民法 91 条）である。強行規定とは、当事者がそれに反する合意をしても適用される法令の規定であり、これらに違反する契約内容は無効となる。具体例として、利息制限法による利率上限を超える契約が挙げられる（利率上限を超える部分について、無効となる）。

（3） 契約の履行がされない場合、債権者が取り得る法的手段にはどのようなものがあるか、整理しよう。

【解答】

債務者が契約を履行しない場合、債権者は次の法的手段を取ることができる。

まずは、履行の強制（民法 414 条）である。直接強制の場合、目的物を取り上げて債権者に引き渡す。代替執行の場合、債務者の代わりに第三者に行為をさせて債務者にその費用を請求する。間接強制の場合、債務者が債務を履行しない場合について、債務者に損害賠償を課す。

次に、債権者は、債務不履行による損害の賠償（民法 415 条）や契約の解除（民法 540 条～542 条）を請求することができる。契約を解除する場合、履行遅滞であれば、債権者はまずは相当の期間を定めて催告をした上で、その期間内に履行がされなかったときに解除ができる。これに対し、不能の場合には、催告無くして解除することが可能である。第 2 章の該当部分には、細かい知識となるため記していないが、厳密には、より細かいルールが存在するので、民法 542 条の内容を見てほしい。

なお、物的担保が提供されている場合、債権者は、質権や抵当権などの担保権を実行して債権を回収することができる。また、人的担保（保証人）が存在する場合には、保証人に請求することができる（民法 446 条）。

（4） 定型約款が契約内容となるための条件と、契約内容とならない定型約款の条項についてまとめてみよう。

【解答】

定型約款が契約内容となるためには、①当事者間で「定型約款を契約内容とする」旨の合意があるか、②事業者が契約前に約款を適用する旨を表示していた（たとえば、利用規約が適用されることをウェブサイトに表示していた）ことが必要となる（民法 548 条の 2 第 1 項）。

契約内容とならない条項については、民法 548 条の 2 第 2 項に定められている。これによると、①相手方の権利を制限し、または義務を加重する条項で、②取引の態様、実情、社会通念に照らして信義則に反し、相手方の利益を一方的に害するもの（たとえば、抱き合わ

せ販売、事業者が自由に契約内容を変更できる旨の条項）は、契約内容とならない。

## サイトリンク集

〔関連法令〕

- 民法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089